

日米協働調査試行プログラム第2期の分析結果

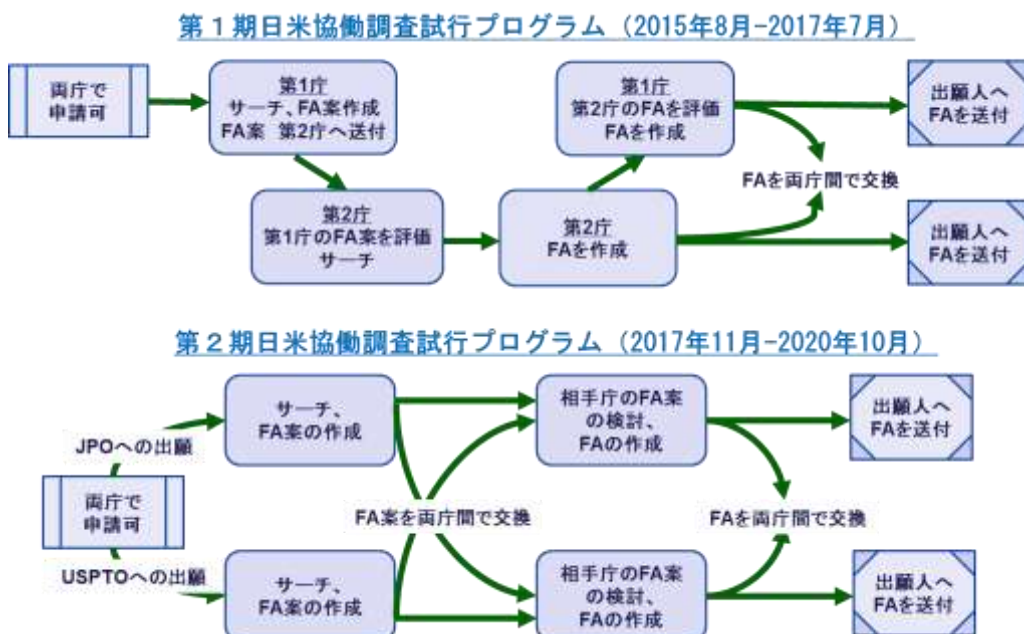
令和4年9月21日
調 整 課

日米協働調査試行プログラムは、強く安定した権利を早期にユーザーに提供することを目的として、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、早期かつ同時期に最初の審査結果を送付する枠組です。

2015年8月から2017年7月末までの2年間実施した第1期¹に引き続き、2017年11月から2020年10月末までの3年間、第2期を実施し、今般、第2期の日米協働調査の結果の分析を行いました。

1. 第2期における変更点

第1期では、第1庁のFA案を待って第2庁がFA案を作成する必要があるシリアル型のスキームを採用していました。第2期では、相手庁のFA案等の送付を待つ期間を短縮し、より迅速に審査結果を通知する目的で、両庁同時にFA案を作成するパラレル型のスキームを採用しました。



¹ 日米協働調査試行プログラム第1期の分析結果は、「[日米協働調査試行プログラム第1期の分析結果\(PDF:346KB\)](#)」を参照してください。

2. 申請案件分布

日米協働調査試行プログラムへの申請が認められた案件の技術分野分布等は以下のとおりです。

	申請が認められた件数
第 1 期	64 件 (2 年間)
第 2 期	79 件 (3 年間)

IPC セクション	A	B	C	D	E	F	G	H
第 1 期	7 件	3 件	13 件	0 件	0 件	2 件	31 件	8 件
第 2 期	5 件	11 件	7 件	0 件	0 件	0 件	23 件	33 件

3. 日米両庁の判断に関する分析

(1) 両庁の FA における新規性／進歩性の判断に関する分析結果

第 2 期日米協働調査の対象案件に対する新規性／進歩性の判断に関する分析結果は表 1 のとおりです。なお、本分析結果は日米協働調査を行った最初の審査結果 (FA) ²に対するものです。

「新規性／進歩性判断」については、1 つでも進歩性の判断が相違した独立請求項がある案件を「新規性／進歩性判断が不一致」としています。また、「引用文献」については、独立請求項において、主引用文献・副引用文献や、周知技術を示す文献に関わらず、両庁で利用した引用文献が一つでも共通している案件は、「文献が同じ」としています。

日米協働調査試行プログラム申請受理案件(第2期)					
	日米で新規性／進歩性判断が一致				日米で新規性／進歩性判断が不一致
	新規性及び進歩性有り	新規性又は進歩性無し			
		文献が同じ	文献が異なる		
79 件	67 件	4 件	23 件	40 件	12 件

表 1：日米協働調査における新規性／進歩性の判断に関する分析結果

新規性・進歩性の判断に関する分析結果では、第 2 期において、約 8 割 (79 件中 67 件) で、日米両庁での新規性／進歩性の判断が一致しています。一致の割合は、第 1 期と同程度でした。

このうち、両庁で新規性／進歩性有りと判断されたもの (4 件)、及び、新規性／進歩性無しと判断された案件のうち同じ文献が用いられたもの (23 件) を合わせた 27 件では、判断及び引用文献が一致したといえます。

日米両庁において新規性／進歩性無しとの判断では共通する一方、拒絶理由

² 第 1 期では、米国の場合、通常のオフィスアクションではなくファーストアクションインタビュー制度の「Pre-Interview Communication (PIC)」を意味します。

に用いられた引用文献が相違した案件は 40 件あり、第 1 期と比較して大幅に割合が増加しています（第 1 期：33%、第 2 期：51%）。このうち 36 件においては、同じ文献が引用されなかったものの、少なくとも一方の庁で、相手庁の提示文献でも拒絶理由を構築し得るとの評価が示されています。

このことから、第 2 期に拒絶理由に用いられた引用文献が相違した案件の割合が増加した理由として、第 1 期から第 2 期において、シリアル型のスキームからパラレル型のスキームに変更したことによって、既に作成した FA 案における提示文献と相手庁の提示文献とが同等の提示文献であれば、相手庁の提示文献を追加して引用する必要がなかったことが考えられます。

また、日米両庁での新規性／進歩性の判断に不一致が見られたケースには、公開日が間に合わず JP0 では引用文献に該当しない文献で USPTO において拒絶されたもの等がありました。

（2）両庁の FA における相手庁の提示文献の追加に関する分析結果

JP0 の FA において、USPTO が提示した文献を追加したケースは 10 件ありました。また、USPTO の FA において、JP0 が提示した文献を追加したケースは 4 件ありました。

上記結果から、第 1 期と比較すると日米両庁の判断の一致率は変化がなく、日米両庁の引用文献の一致率は低下したものの、各庁の最初の審査結果は、相手庁の提示文献も検討した上で通知されていることが確認されました。

4. 審査期間

申請許可から各庁の FA 送付までの期間をまとめると以下のとおりです。

	JPO での申請許可から FA 発送まで	USPTO での申請許可から FA 発送まで	発送ラグ
第 1 期	169 日	133 日	41 日
第 2 期	96 日	109 日	29 日

第 1 期と比較すると、申請許可から FA を送付するまでの期間及び両庁間の発送ラグはいずれも短縮され、日米協働調査を通じて、出願人に対して日米両庁において早期（6 ヶ月以内）に審査結果を送付するという目的、及び、審査結果を同時期（日米における審査結果の発送ラグ 1 ヶ月以内）に送付するという目的が多くの案件において達成されました。

これは、第 1 期のシリアル型のスキームに代えて、第 2 期ではパラレル型のスキームを採用したことにより、相手庁の FA 案の送付を待つ期間が不要になったためと考えられます。上記結果から、第 2 期におけるスキームの変更が、日米両国においてより早期かつ同時期に最初の審査結果が得られる点で有効であったと考えられます。

5. ユーザーの皆様からの評価

ユーザーの皆様からいただいているメリットへの評価は以下のとおりです。

- ・ 出願から審査結果を得るまでの迅速性や IDS の提出負担軽減という点では日米協働調査が使いやすいと考えている。
- ・ 手続がスムーズに進めば、両庁の審査結果を同時期（1 カ月未満のタイムラグ）に受け取って、統一的な応答ができることを確認しており、本プログラムのメリットとして認識している。

6. 第 2 期分析結果の結論・考察

日米協働調査は、強く安定した権利を早期にユーザーに提供することを目的としています。上記の分析結果に基づくと、第 2 期の試行は以下の観点で一定の目的を達成できていると考えられます。

- ・ 第 2 期でスキームを変更したことで、判断の一致率が低下する懸念があったが、日米両庁の判断の一致率は変化がなかった
- ・ 第 2 期でスキームを変更したことで、第 1 期と比較すると日米両庁の引用文献の一致率は低下したものの、日米両庁の最初の審査結果において、相手庁の提示文献を追加した案件が一定数存在し、日米両庁の提示文献を踏まえた判断がなされていた
- ・ 第 2 期でスキームを変更したことで、日米両庁において第 1 期より早期かつ同時期に最初の審査結果を提供できるようになった

日米での権利取得の際には、本プログラムの活用を是非ご検討ください。